

高田光寿園指定短期入所生活介護事業所に関する重要な事項の説明書

(令和 8 年 8 月 1 日改正)

当事業所はご利用者に対し、指定短期入所生活介護サービス（ショートステイサービス）を提供します。事業所の概要や提供サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを以下に説明いたします。

1. 事業経営法人

法人名：社会福祉法人高田福祉事業協会

法人所在地：三重県津市大里野田町字宮下 1 1 2 4 - 1

電話番号：059-230-7811

代表者氏名：理事長 高林 光暁

設立年月日：昭和27年5月17日

2. 事業所の概要

事業所の名称	高田光寿園指定短期入所生活介護事業所
事業所の種類	指定短期入所生活介護事業所
事業所指定番号	三重県第2470500493号(H12. 4. 1) (当事業所は 別荘 老人ホーム高田光寿園に併設されています。)
事業所の所在地	津市大里野田町字宮下 1 1 2 4 - 1
電話番号	059-230-7811
事業所管理者	藤 井 智 雄
開設年月日	平成12年4月1日
利用定員	併設型 20名 (H14. 9. 1変更)

3. 運営方針

- (1) 本事業は、心身の状況もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由やご家族の身体的及び精神的負担の軽減を要する等、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるご利用者に対し、ご利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、ご利用者の心身の状況を踏まえて入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを提供するものです。
- (2) 当事業所において提供する指定短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚労省令、告示の主旨及び内容に添ったものとし、津市及び周辺市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者と密接に連携し、ご利用者の人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (3) 当事業所では、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況、理由等を記録いたします。
- (4) 提供するサービスについては、ご利用者及びご家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明し、合わせて常に提供したサービスの記録をとり、質の管理と評価を行うとともに、申出のあった場合には文書の交付その他適正な方法により、その情報をご利用者に提供いたします。

4. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、個室、2人部屋、4人部屋があり、ご希望の居室がある場合はその旨お申し出下さい。（但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備 考
個室（一人部屋）	8室	14㎡
多床室（二人部屋）	2室	34㎡

(四人部屋)	2室	45m ²
食堂及び共用ホール	2室	クラブ活動、リハビリ共用
浴室	3室	敷大浴場、小風呂、機械浴槽
医務室（診療所）	1室	X線、生体機能検査機器

（２）居室の変更

ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する必要がある場合がありますが、その際にはご利用者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

5. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※特別養護老人ホーム高田光寿園との兼務となります。

職 種	常勤換算	(指定基準)
1. 管理者	(兼) 1名	(兼) 1名
2. 介護職員	(兼) 37名	介護33名・看護1名
3. 生活相談員	(兼) 2名	(兼) 2名
4. 看護職員	(兼) 6名	(兼) 4名
5. 機能訓練指導員	(兼) 1名	(兼) 1名
6. 介護支援専門員	(兼) 1名	(兼) 2名
7. 医師	(兼) 1名	必要数
8. 栄養士	(兼) 2名	(兼) 1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務体制
1. 介護職員(兼務)	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:00～ 8:30 17名 日中： 8:30～ 9:00 12名 9:00～10:00 15名 10:00～16:00 21名 16:00～16:45 9名 夕刻：16:45～18:30 14名 18:30～19:00 11名 夜間：19:00～翌7:00 5名
2. 看護職員(兼務)	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8:00～17:00 2名
3. 医師(兼務)	常勤（休診時間を除く） 1名
4. 機能訓練員（兼務）	常勤

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金のうち自己負担額を除いた分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 入浴

- ・入浴を週2回、清拭を毎日2回（入浴実施日は1回）行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑥短期入所生活介護計画の作成

当事業所の管理者は、概ね4日以上継続して入所することが予定されるご利用者については、上記サービスが適切に提供されるよう、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護の提供の開始前から終了後に至るまでのご利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するとともに、その内容について、ご利用者又はそのご家族に対して説明し、ご利用者の同意を得た上で交付するものとします。

また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って短期入所生活介護計画を作成するものとします。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第7条参照）

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。また、利用者負担割合は、一定以上所得者は2割又は3割、それ以外の方は1割となります。）

【基本料金】（地域区分：1単位＝10.33円）

要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	603	6,228円	623円	1,246円	1,869円
要介護2	672	6,941円	695円	1,389円	2,083円
要介護3	745	7,695円	770円	1,539円	2,309円
要介護4	815	8,418円	842円	1,684円	2,526円
要介護5	884	9,131円	914円	1,827円	2,740円

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全

額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、申請により自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険法令の改正に伴い介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更できるものとします。

☆ ご利用者がその他の介護給付サービスとして、下記のサービス等（各種加算）をご利用の場合は、同じくそれぞれのサービス利用料金のうち介護保険負担割合証に記載された自己負担分に応じた額をお支払い下さい。

【加算料金】（地域区分：1単位＝10.33円）

加算項目	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
看護体制加算（Ⅰ）	4	41円	5円	9円	13円	1日につき
看護体制加算（Ⅱ）	8	82円	9円	17円	25円	1日につき
夜勤体制加算（Ⅲ）	15	154円	16円	31円	47円	1日につき
機能訓練指導体制加算	12	123円	13円	25円	37円	1日につき
個別機能訓練体制加算	56	578円	58円	116円	174円	機能訓練を行った日につき
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	185円	19円	37円	56円	1日につき
若年性認知症入所者受入加算	120	1,239円	124円	248円	372円	1日につき
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	103円	11円	21円	31円	1月につき
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の17.6/100	左記の単位数×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数（所定単位数）
送迎加算	184	1,900円	190円	380円	570円	片道につき算定
緊急短期入所受入加算	90	929円	93円	186円	279円	1日につき（基本7日間）

- ※ 看護体制加算は、看護職員の体制について常勤の看護師を配置し手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 機能訓練指導体制加算は、常勤の理学療法士等の資格を有する者を配置した場合に算定します。
- ※ 個別機能訓練体制加算は、生活機能向上に資するよう機能訓練指導員が個別機能訓練計画を作成し、計画的に訓練を実施し、定期的に利用者又はその家族に説明を行った場合に算定します。
- ※ サービス提供体制加算は、職員の介護福祉士の有資格者の割合や勤続年数から質の高いサービスを提供する体制に応じて算定します。
- ※ 若年性認知症入所者受入加算は、若年性認知症（40歳から64歳まで）のご利用者ごとに担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じた介護福祉施設サービスを行った場合に算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する策を講じた場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。この加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者について、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合に、片道につき加算します。
- ※ 緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に算定します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞（契約書第7条参照）

① 食事の提供と費用（食材料費及び調理費）

当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体および嗜好を考慮した食事を提供します。

（朝食）7:30～9:00 （昼食）11:30～12:30 （夕食）17:00～18:30

ご利用者には、食事の材料費および調理にかかる費用（実費相当額の範囲）をご負担いただきます。介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された段階に応じてのご負担となります。それ以外の方につきましては、朝・昼・夕の食事単価設定に伴い実食数のご負担となります。

料金表

	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている段階			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事提供に要する費用	1日 1,665円 (内訳) 朝 450、昼 665、 夕 550	1日 300円	1日 600円	1日 1,030円	1日 1,360円
		基準費用額 1日 1,545円			

② 滞在（居住）の提供と費用

ご利用者がこの施設及び設備を利用し滞在されるにあたり、居室の形態別に滞在費（居住費）をご負担いただきます。介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当り）のご負担となります。

利用料金

居住(滞在)に要する費用	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
個室 (従来型個室)	1日 1,231円	1日 380円	1日 480円	1日 880円	1日 980円
多床室	1日 915円	1日 0円	1日 430円	1日 430円	1日 530円

特別な食事の提供と費用

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事（お酒を含みます）を提供いたします。

利用料金：要した費用の実費

③ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

※施設全体行事への参加又は機能訓練の一環としての材料費は無料

④日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用は実費を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑤通院援助に必要となる費用

短期入所生活介護サービス中、かかりつけの医院等への受診が生じる場合があります。このような場合、ご家族での受診をお願いいたしております。

状況により事業所が依頼を受け、付添い受診をさせて頂く場合は下記の料金にて対応いたします。 2,000円/回

⑥複写物に交付に必要となる費用

利用者もしくはその代理人により指定短期入所生活介護サービスの提供に係る記録の複写物の求めがあり、交付する場合は「社会福祉法人高田福祉事業協会情報公開に関する規程」に基づいて交付し、白黒1枚10円、カラー1枚20円をご負担いただきます。（用紙サイズ不問）

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

ご利用者は、前記（１）及び（２）の料金・費用について、1ヶ月毎に計算する合計金額を、翌月27日に金融機関口座からの自動引き落としにてお支払いいただきます。やむを得ない場合は指定口座への振り込み、もしくは現金でのお支払いも可能です。

※振り込み、引き落としのいずれの場合も、それに係る手数料はご利用者の負担となります。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、指定短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当かつやむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。

ます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

7. 事故発生時の対応について

①連絡及び対応

ご利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合には、市町、当該ご利用者の家族、当該ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

②損害賠償

ご利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

③事故及び措置の記録

事故状況及び事故に際して採った措置の記録は、その完結の日から2年間保存します。

8. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

電話番号	059-230-7811
FAX番号	059-230-3878
担当者	高士洋将（生活相談員）
その他	苦情、相談において、担当者が不在の場合も必ず他の介護支援専門員が対応し、記録をとって担当者に引き継ぎ、誠実な対応を行います

その他関係機関の苦情相談窓口

津 市 役 所	介護保険課	059-229-3149
三重県国民健康保険団体連合会	介護保険課	059-222-4165
三重県社会福祉協議会	三重県福祉サービス運営適正化委員会	059-224-8111

9. 虐待の防止について

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとします。）を定期的開催するとともにその結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- ② 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 当該事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上定期的に実施するとともに新規採用時には必ず実施します。
- ④ 上記①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待防止担当者：生活相談員 神田光洋

- (2) 当事業所は、サービス提供中に、当事業所等職員又は養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとします。

10. 身体的拘束について

- ① 施設は、原則としてご利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、完結の日から2年間保存時します。
- ② 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。
 - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
 - イ 身体的拘束等の適正化の指針を整備します。
 - ウ 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上定期的に実施するとともに、新規採用時には必ず当該研修を実施します。

11. 衛生管理について

- (1) 当事業所は、ご利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当事業所は、事業所内において感染症が発症し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
 - ② 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③ 当事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を年1回以上実施するとともに、新規採用時には当該研修を実施します。

また、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年1回以上定期的に実施するよう努めます。

12. 秘密の保持について

- (1) 当事業所の職員は、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密保持について厳守するものとします。
- (2) 当事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はご家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用時に別途書面にて誓約するものとします。
- (3) 当事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、ご利用者に関する個人情報を提供する際にはご利用者の同意を、ご利用者のご家族の個人情報を提供する際には当該ご家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

13. 緊急時に於ける対応方法について

現に指定短期入所生活介護の提供中にご利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡する等別途定める「緊急時対応マニュアル」に基づき、適切な措置を講ずるものとします。

14. 業務継続計画の策定等

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めるものとします。
- (2) 当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上定期的に実施するよう努めるものとします。なお、職員の新規採用時には、これとは別に研修を実施するよう努めるものとします。
- (3) 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとします。

15. 非常災害対策

- (1) 当事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、指定短期入所サービスの提供中に震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）が発生した場合、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的にご利用者の避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- (2) 非常災害に備え、定期的に以下の訓練を行います。
 - ① 総合訓練 年2回（うち1回は夜間又は夜間を想定した訓練）
 - ② 部分訓練 年2回
- (3) 前項の総合訓練に併せ、年1回以上、大規模震災を想定した訓練を行います。
- (4) 当事業所は、上記（2）（3）に係る訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。
- (5) 上記（1）の具体的計画とは消防法施行規則第3条に規定する消防計画又はこれに準ずる計画及び非常災害に対処するための計画を言います。
また、当事業所においては消防法第8条の規定に基づき防火管理者を定め、当該消防計画の策定及びこれに基づく消防業務を行わせるものとします。

16. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。
日常の使用に要する衣類、日用品、小型の収納ボックス等

(2) 面会

面会時間 24時間自由

（但し、夜間7:00～早朝7:00の間は本館事務玄関をご利用下さい。）

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、大量の食料品の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護の利用開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住所 三重県津市大里野田町字宮下1124-1

事業者名 社会福祉法人高田福祉事業協会

代表者氏名 理事長 高林 光暁

説明者（職種） 印

上記内容の説明を事業者から受け、指定短期入所生活介護の利用開始に同意し当該文書の交付を受けました。

利用者 住所

氏名 印

電話

署名代行者 住所

氏名 続柄 印

電話

署名代行理由

代理人 住所

（委任状・後見人）

氏名 印

契約者との続柄